

電算設備機器に関する覚書

札幌市（以下「委託者」という。）と（以下「受託者」という。）
とは札幌市上下水道料金検針・新設登録・収納等業務（東区・白石区・厚別区）の業務委託契約に基づく業務の遂行にあたり、貸与する電算設備機器の取扱いに関して次のとおり覚書を取り交わす。

（機器の貸与）

第1条 委託者は、別表の機器を受託者に無償で貸与するものとする。

（機器の管理及び使用）

第2条 受託者は、別表の機器について、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、正常な稼働に必要な日常の点検を行わなければならない。保管については、個人情報保有する機器は、施錠可能なロッカー等に収納するものとする。また、受託者は委託業務の遂行以外の目的で機器を使用してはならず、業務の遂行に必要な場所以外に機器を持ち出し又は移動してはならない。

（報告）

第3条 受託者は、機器の故障が発生した場合又は機器の盗難、紛失があった場合は、速やかに委託者に報告しなければならない。

（機器の保守及び費用負担）

第4条 委託者は、機器が正常に稼働するよう必要に応じ調整及び修理を行う。受託者の故意又は重大な過失によって生じた調整及び修理に要する費用は受託者の負担とし、通常の使用の結果によるものは委託者の負担とする。

（使用不可能機器の賠償）

第5条 受託者は、盗難、紛失又は修理不能により機器の使用が不可能になるなど委託者に損害を与えたときは、その損害を賠償する。この場合の賠償額は、委託者が機器を貸与するために支出する費用のうち受託者の責任によって増加する費用に、対応にかかった事務経費を加えることができるものとする。

（機器の返還）

第6条 委託者が機器の返還を命じたときは、受託者は速やかに返還に応じるものとする。

（覚書の更新）

第7条 機器の更新等で貸与する機器の変更がある場合又は機器の設置場所若しくは保管場所の変更がある場合は、新たに覚書を取り交わすものとする。

（協議）

第8条 この覚書に定めのない事項及び疑義が生じたときは、委託者と受託者が協議の上これを定めるものとする。

上記覚書を証するため、本書2通を作成し、委託者と受託者双方記名押印のうえ各1通を所持する。

令和 年 月 日

委託者

札幌市

代表者 水道事業管理者

水道局長 佐々木 康之

受託者